

手数料等減免申請書（自己搬入用）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
住 所	氏 名
	電話番号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第42条の規定により手数料の免除を申請します。

1 災害発生日 年 月 日

2 被災場所

3 被災状況

＜災害の区分＞ 火災 ・ 災害（ ）

＜被害の状況＞ 全壊又は全焼 ・ 半壊又は半焼 ・ 一部損壊 ・ 床上浸水

※ 一部損壊の場合は、被害状況を具体的に記載してください。

※ 被害状況が分かる写真（外観・内観）を添付してください。

延床面積 約 m² 、 被災床面積 約 m²

＜住宅の構造＞ 木造 ・ 鉄筋造 ・ 鉄骨造

4 搬入者（搬入を業者に委託する場合のみ記入）

業 者 名

住 所

電話番号

5 搬入回数（詳細は第3号様式に記入）

可燃ごみ（南部クリーンセンター）： t 車 台、 t 車 台

不燃ごみ（東部山間埋立処分地）： t 車 台、 t 車 台

搬 入 台 数 合 計 台

6 特定家庭用機器再商品化法指定機器及びパソコン（リサイクルできない損傷品に限る）

テレビ 台、 洗濯機・衣類乾燥機 台、 冷蔵庫・冷凍庫 台、

エアコン 台、 パソコン 台

7 添付書類

☐ り災証明書 ☐ 被災面積が分かる図面等 ☐ カラー写真 ☐ 廃棄物処理連絡表

【区役所・支所記入欄（火災の場合のみ）】

手数料等減免申請書（市収集運搬用）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
住 所	氏 名
	電話番号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第42条の規定により手数料の免除を申請します。

- 1 災害発生日 年 月 日
- 2 被災場所

<場所の略図>（別紙でも可）

- 3 被災状況
- <災害の区分> 火災 ・ 災害（ ）
- <被害の状況> 全壊又は全焼 ・ 半壊又は半焼 ・ 一部損壊 ・ 床上浸水

※ 一部損壊の場合は、被災状況を具体的に記載してください。

※ 被害状況が分かる写真（外観・内観）を添付してください。

延床面積 約 m²、被災床面積 約 m²

<住宅の構造> 木造 ・ 鉄筋造 ・ 鉄骨造

- 4 処分する廃棄物の品目及び数量 <裏面に記載>

- 5 添付書類

☐ り災証明書 ☐ 被災面積が分かる図面等 ☐ カラー写真

【区役所・支所記入欄（火災の場合のみ）】

市収集運搬 処分する廃棄物の品目及び数量

品 目	数 量

＜品目及び数量を記入する際の注意事項＞

- ・ 特定家庭用機器再商品化法指定機器（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）及びパソコンについては、リサイクルできない損傷品の場合のみ、排出することができます。
- ・ 生活用具などの小物類については、段ボール箱又はごみ袋に入れて排出していただく必要があります。品目及び数量の欄には、段ボール箱又はごみ袋の大きさ及び個数を記入してください。
- ・ 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

廃棄物処理連絡表

(氏名) _____

可燃ごみ（南部クリーンセンター）					
搬入許可証No.	搬入希望期間	車種	搬入車両番号	台数	確認
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				

不燃ごみ（東部山間埋立処分地）					
搬入許可証No.	搬入希望期間	車種	搬入車両番号	台数	確認
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				

- ※ 1 太線内のみ記入してください。
- ※ 2 搬入希望期間は、減免カード交付日（申請の受付後、概ね 5 日で交付）以降の日付で、2 週間以内の期間となるよう記入してください。
- ※ 3 車両番号は正確に記入してください。

災害 NO.	搬入期間 / ~ /
--------	---------------

年 月 日

様

京 都 市 長
〔担当 環境政策局適正処理施設部施設管理課〕
電話 075-222-3964〕

搬入許可証及び減免カード交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました手数料等減免申請書（自己搬入用）について、搬入許可証及び減免カードを交付することを決定しましたので、通知します。

下記の点に留意し、廃棄物を適正に処理していただきますようお願いします。

記

1 搬入許可証及び減免カードの再交付について

搬入許可証及び減免カードの再交付は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、交付済みのものと交換のうえ再交付を行う。

- (1) 搬入車両の車両番号（自動車登録番号標）の誤り等による減免申請内容の変更の場合
- (2) 搬入車両の故障等による車両変更の場合
- (3) 廃棄物の搬入開始日の変更による場合

2 減免の取消について

次の各号のいずれかに該当するときは、当該廃棄物に係る処理手数料を徴収するとともに、以後の減免を取り消す。

- (1) 本市の処理施設に廃棄物が搬入される場合において、受入基準違反があったとき。
- (2) 搬入許可証又は減免カードが不正使用されたとき。
- (3) 申請の際に記載した搬入車両と異なる車両で、本市の処理施設に廃棄物が搬入されたとき。

3 搬入許可証及び減免カードの回収について

交付した搬入許可証及び減免カードのうち、搬入許可期間終了後の搬入許可証及び未使用の減免カードは無効とし、これを回収する。

減免の取消要件に該当する者は、搬入許可証及び減免カードを無効とし、これを回収する。

第5号様式（第13条関係）

- ・幅18.2cm、高さ12.8cmとし、下記仕様とする。

（表）

	<u>搬入許可証</u>		
	区 No. _____		
	有効期間	____年 ____月 ____日	}
		____年 ____月 ____日	
	車両ナンバー	_____	
	環 境 政 策 局		

（裏）

（注意事項）	
1. 本証は、災害ごみを運搬する車両の運転台前部に明示すること。	
2. 災害ごみ以外のごみを搬入するなど本証を不正に使用しないこと。	
3. 災害ごみの種類に応じて搬入場所が違うので、区別して搬入すること。 区別のない場合は、搬入を許可しない。	
4. 災害ごみ搬入車両に変更のある場合は、搬入する前に環境政策局に連絡すること。	
5. 本証は、災害ごみ搬入終了後並びに有効期間終了後は無効となるので、速やかに環境政策局へ返却すること。	

年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
電 話 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 2 〕

粗大ごみ処理手数料券交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました手数料等減免申請書（市収集運搬用）について、粗大ごみ処理手数料券を交付することを決定しましたので、通知します。
下記を御確認いただき、〇〇区役所（〇〇支所）のエコまちステーションにおいて、手数料券を受領いただきますよう、お願いします。

記

1 廃棄物収集の流れ

- (1) 京都市大型ごみ受付センターに電話申込みを行い、処分するごみ（「2 処分品目」参照）の収集日、収集場所、必要となる手数料券の枚数を確認してください。

電話 0120-100-530（携帯電話の場合は 0570-000-247）

- (2) (1)で確認した手数料券の枚数を「2 処分品目」に記載し、申請書を提出した区役所・支所のエコまちステーションに本通知書を提示するとともに、手数料券の枚数をお伝えください。
(3) 提示後、エコまちステーションから手数料券が交付されますので、(1)で確認した収集日、収集場所に、処分するごみを本市が指定した場所に排出してください。

2 処分品目

品 目	数量	手数料券の枚数
////////////////////////////////////		